

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社アイ・シー・アール

I : 改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について以下公開します。

拠点名称	名古屋業務センター
拠点の所在地	名古屋市東区東桜2丁目10番1号 ヤハギ東桜ビル2F

※2023年6月現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
0	0	¥0	¥0	—

●マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇	年次有給休暇取得時に係る賃金(派遣先への請求不可)
会社運営経費	健康診断費用
	一般健診及び生活習慣予防健診の受診費用
	募集費用
	派遣労働者募集にかかる求人媒体費、登録会場費
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費用)
営業費用	営業スタッフの人事費及び活動費・法定手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

II : 教育訓練に関する事項

- ・業務に関する基本的知識取得を目指す座学研修
- ・OJTを含めた実地研修
- ・ビジネスマナー研修
- ・個人情報保護および情報セキュリティに関する研修

以上の項目につき研修を実施しております。